

独立行政法人における食事手当等の現金の支給についての報告書（要旨）

平成20年12月

会計検査院

事態の概要

独立行政法人は、独立行政法人通則法の規定により、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないとされており、独立行政法人のうち特定独立行政法人以外の法人の職員給与の支給基準については、通則法の規定により、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものになるように定められなければならないとされている。

また、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）において、独立行政法人の事業運営の効率化に関する措置の一環として、主務大臣は国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請するほか、独立行政法人は人件費総額について着実に削減に取り組むことが求められている。

検査の結果

経済性等の観点から、各独立行政法人の職員に対する給与が、社会一般の情勢に適合したものとなっているか、また、国家公務員の給与の動向を考慮したものとなっているかなどに着眼して、すべての独立行政法人（20年4月1日現在における101法人）を対象として、給与の支給状況に係る調書を徴することにより検査を行った。その結果、給与の内容について更に詳細に把握する必要があると認められた8独立行政法人において会計実地検査を行った。

検査したところ、8独立行政法人において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、8独立行政法人は、全部又は一部の職員に対して、職員に支払う基本給、諸手当等のほか、その職員給与に係る内規に定めるなどして食事手当等の名称で月ごとに一定額を現金で支給していた。そして、8独立行政法人における15年10月から20年9月までの間における食事手当等の支給額の合計は12億9754万円となっていた。

上記の食事手当等について、8独立行政法人は、特殊法人等であったときから引き続き、職員の福利厚生のために昼食代等として現金を支給しているものであるとしている。

しかし、20年9月時点において食事手当等の現金を支給しているのは8独立行政法人のみで、それ以外の93独立行政法人は、独立行政法人への移行時には既にこれを支給して

いなかったり、その後廃止していたりなどしている状況となっている。また、国においても食事手当等の現金の支給は行われていない。

このように、8独立行政法人が独立行政法人への移行時及び移行後において、食事手当等の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて社会一般の情勢に適合したものであるかなどの検討を十分に行わないままこれを支給し続けている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

このような事態が生じているのは、8独立行政法人において、給与の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとする検討が十分でなかったこと、大多数の独立行政法人等においては食事手当等と同種の現金を支給していないことについての調査・検討が十分でなかったことなどによると認められる。

当局が講じた改善の処置及び会計検査院が要求する改善の処置

上記のように、8独立行政法人において、職員に対する食事手当等の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて支給の適否等を十分に検討することにより、食事手当等に係る内規を廃止するなどの改善を図る必要があると認められることから、

ア 会計検査院の指摘に基づき、5独立行政法人は、職員に対する食事手当等の現金の支給について、20年9月から11月までの間に内規を廃止するなどして、それ以降はこれを支給しないこととする処置を講じた。

イ 会計検査院は、食事手当等の現金の支給について、20年12月17日に、3独立行政法人の各理事長に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。